

## 秋田県健康づくり推進条例要綱

### 1 制定理由

健康づくりについて、基本理念を定め、並びに県民、県、健康づくり関係者及び事業者の責務を明らかにするとともに、健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、県民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進する必要がある。

### 2 内容

#### (1) 定義（第2条関係）

この条例において用いる「健康づくり」及び「健康づくり関係者」の用語の意義を定めることとする。

#### (2) 基本理念（第3条関係）

健康づくりに関する基本理念を定めることとする。

#### (3) 責務（第4条～第7条）

健康づくりのための県民、県、健康づくり関係者及び事業者の責務を定めることとする。

#### (4) 基本計画（第8条関係）

知事は、健康づくりの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画を定めなければならないこととする。

#### (5) 県民等に対する支援（第9条関係）

県は、県民が行う健康づくり並びに県民及び民間の団体が行う健康づくりの推進のためのボランティア活動その他の活動について、情報の提供、助言、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

#### (6) 健康教育の充実等（第10条関係）

県は、健康づくりの重要性についての児童及び生徒の関心と理解が深まるよう、健康教育の充実に努めるものとする。

県は、県民が健康づくりに関する知識を修得し、生涯にわたって主体

的に健康づくりを行うことができるよう、学習の機会の提供及び広報その他の啓発活動を行うものとする。

(7) 人材育成（第 11 条関係）

県は、健康づくり関係者と連携し、健康づくりに関する専門的な知識及び技術を有する者の育成及び活用に関し必要な措置を講ずるものとする。

(8) 調査研究等（第 12 条関係）

県は、健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するために必要な情報の収集及び分析並びに調査研究を行うものとする。

(9) 健康づくりの日（第 13 条関係）

県は、健康づくりについての県民の関心と理解を深めるとともに、健康づくりに関する活動への積極的な参加を促進するため、健康づくりの日を 10 月の第 1 日曜日に設けることとする。

(10) 表彰等（第 14 条関係）

知事は、健康づくりの推進に関し積極的な活動を行っていると認められる者を公表し、又は表彰することができることとする。

(11) 年次報告（第 15 条関係）

知事は、毎年、健康づくりの推進に関し県が講じた施策を明らかにする報告書を作成し、公表するものとする。

(12) 市町村に対する協力（第 16 条関係）

県は、市町村が健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施しようとするときは、情報の提供、助言その他の必要な協力を行うものとする。

(13) 生活習慣病の予防（第 17 条関係）

県は、県民のがん、脳血管疾患、歯科疾患その他の生活習慣病の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、生活習慣病に関する調査研究の結果を活用した保健指導その他の県民の生活習慣の改善に関する施策及び健康診査の推進に関する施策を講ずるものとする。

(14) 心の健康の保持及び自殺の予防（第 18 条関係）

県は、県民の心の健康の保持及び自殺の予防を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、県民からの相談に応ずるために必要な体制の整

備、啓発活動等を行うものとする。

(15) 健全な食生活の実現（第19条関係）

県は、県民の健全な食生活の実現を図るため、市町村及び健康づくり関係者と連携し、地域で生産された農林水産物の特長を考慮した栄養指導その他の県民の栄養の改善に関する施策を講ずるものとする。

(16) 受動喫煙の防止（第20条関係）

県は、多数の者が利用する施設を設置し、又は管理する者に対し、当該施設における県民の受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）を防止するために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、県民の受動喫煙の防止に関する広報その他の啓発活動を行うものとする。

(17) 健康づくり審議会（第21条～第26条関係）

(4)の基本計画等を調査審議させるため、秋田県健康づくり審議会を置くこととする。

### 3 施行期日等

(1) この条例は、平成16年4月1日から施行することとする。

(2) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとする。

(3) 特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（昭和31年秋田県条例第35号）について所要の規定の整理を行うこととする。